

住宅ローン控除 2年目以降は年末調整でOK

住宅を取得したとき、一定の要件を満たせば、新築でも中古でも、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

平成28年に住宅を取得し

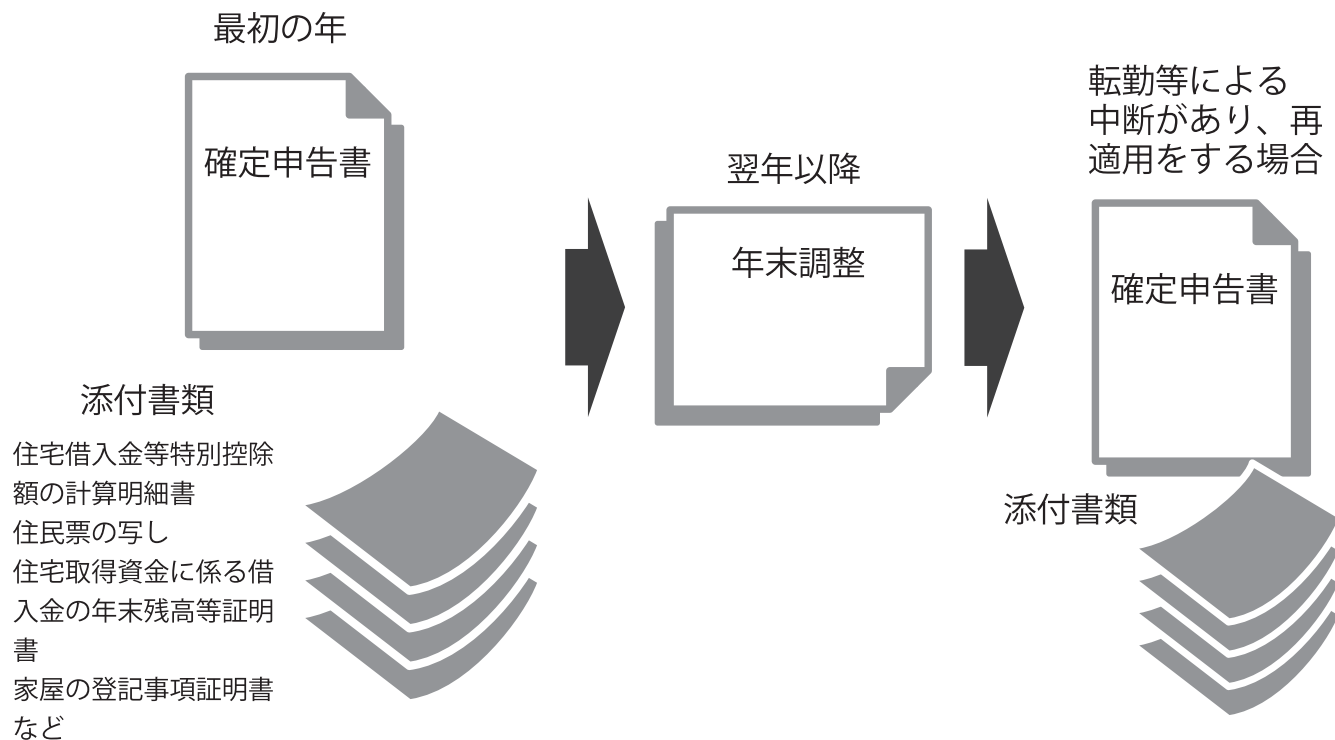
た場合、所得税を計算するとき、ローン残高の1%に相当する額の税額控除を受けることができます。

税金の金額が直接減額される税額控除なので、節税

効果は大きくなります。

この控除を最初に受けるときには確定申告する必要がありますが、特段の場合を除き、2年目以降は年末調整で済みます。

住宅ローン控除の手続き



ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元: バームスコーポレーション(有)
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268
mail pinfo@barms.jp <http://www.barms.jp>